

独占禁止法と証券取引法の課徴金及び刑事罰の比較

| | 独占禁止法 | 証券取引法 | | | |
|-----------------|---------------------------|---------------------------|-----------------------------|------|---|
| 課徴金対象行為 | 私的独占 不当な取引制限等 | インサイダー取引 | 風説流布 ・偽計 | 相場操縦 | 発行開示義務違反(有価証券発行時に虚偽の開示) 継続開示義務違反(継続開示書類への虚偽記載) |
| 課徴金の算定方法 | 売上高等に一定率(10%等)を乗じる | 違反行為前後の有価証券の価格差 | | | 有価証券の募集額に1%を乗じる等 株式時価総額に0.003%を乗じる等 |
| 課徴金の水準の根拠(注1) | 不当利得相当額以上の額 | 経済的利得相当額 | | | 違反行為の抑止のために必要かつ合理的な額 |
| 罰則(法人) | 5億円以下の罰金 | 3億円以下の罰金 | 5億円以下の罰金 | | |
| 罰則(個人) | 3年以下の懲役又は500万円以下の罰金又はこの併科 | 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこの併科 | 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科 | | |
| 追徴・没収に係る特例規定 | なし | 不公正取引により得た財産等を没収・追徴 | | なし | |
| 課徴金と刑事罰等の調整(注2) | 罰金額の2分の1相当額を控除 | 没収・追徴相当額を控除 | | 調整なし | 罰金額相当額を控除 |

(注1) 法案提出者の国会答弁による。

(注2) 具体的な調整手続は以下のとおり。

| 独占禁止法 | 証券取引法 (インサイダー取引、風説流布・偽計、相場操縦、継続開示義務違反) | 証券取引法 (発行開示義務違反) |
|--|--|---------------------|
| <p>課徴金納付命令時に罰金額が確定している場合、当該罰金相当額の半分を控除した額の課徴金納付命令を出す。</p> <p>課徴金納付命令後に罰金が確定した場合、公正取引委員会の審決をもって、当該罰金相当額の半分を控除した額の課徴金納付命令に変更する。既に課徴金が納付されている場合、必要に応じ還付を行う。</p> | <p>課徴金納付を命ずる決定の際に罰金額、追徴・没収額が確定している場合、当該金額相当額の控除を行った額の課徴金納付命令を出す。</p> <p>課徴金納付を命ずる決定の後に同一事件について起訴された場合、当該事件についての裁判が確定するまで決定の効力を停止する(既に課徴金が納付されている場合を除く)。</p> <p>において、裁判が確定した時点で、罰金額等との調整が必要な場合には、課徴金納付を命ずる決定を変更する。既に課徴金が納付されている場合、必要に応じ還付を行う。</p> | <p>特段の規定なし</p> |